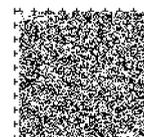
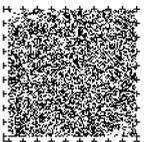


第1章 計画の策定にあたって





1 計画策定の趣旨と背景

我が国は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に向けて、国内法の整備をはじめとした障がい者制度の集中的な改革を進めてきました。

平成 23 年 8 月の「障害者基本法」の改正、平成 24 年 6 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の成立、平成 25 年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の成立等、一連の制度改正を経て、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結しています。

その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には、障害者総合支援法と児童福祉法が改正されています。

この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられるとともに、障がい児の多様化するニーズに対応していくため、自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることになりました。

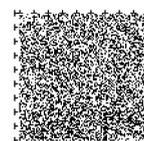
また、平成 28 年 5 月には、約 10 年ぶりに「発達障害者支援法」が全面的に改正され、関係機関等との有機的連携のもとに必要な相談体制を整備することが地方公共団体等の責務として新たに設けられるなど、発達障がい者への支援を一層充実させていくことが求められています。

加えて、近年では、個人や世帯の抱える複合的な課題や人口減少などの課題に対応していくために、包括的な支援や分野をまたがる総合的なサービス提供、地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され包摂を受けながら、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことが必要とされています。

平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障がいの報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

こうした中、地域の関係機関や関係団体等との連携・協働をこれまで以上に図りながら、様々な福祉課題に対応するため、生涯を通じた切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえ、区が今後 3 年間で推進していく障がい施策を定めるものです。



2 計画の位置付け

本計画は、「大田区障害者計画」、「第5期大田区障害福祉計画」、「第1期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定するものであり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めています。

また、「大田区基本構想」に掲げる将来像の実現に向けた個別計画であり、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、関連する各分野の計画等と整合を図っています。

(1) 大田区障害者計画

「大田区障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

(2) 第5期大田区障害福祉計画

「第5期大田区障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

(3) 第1期大田区障害児福祉計画

「第1期大田区障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

(4) 大田区発達障がい児・者支援計画

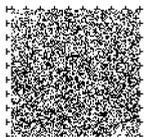
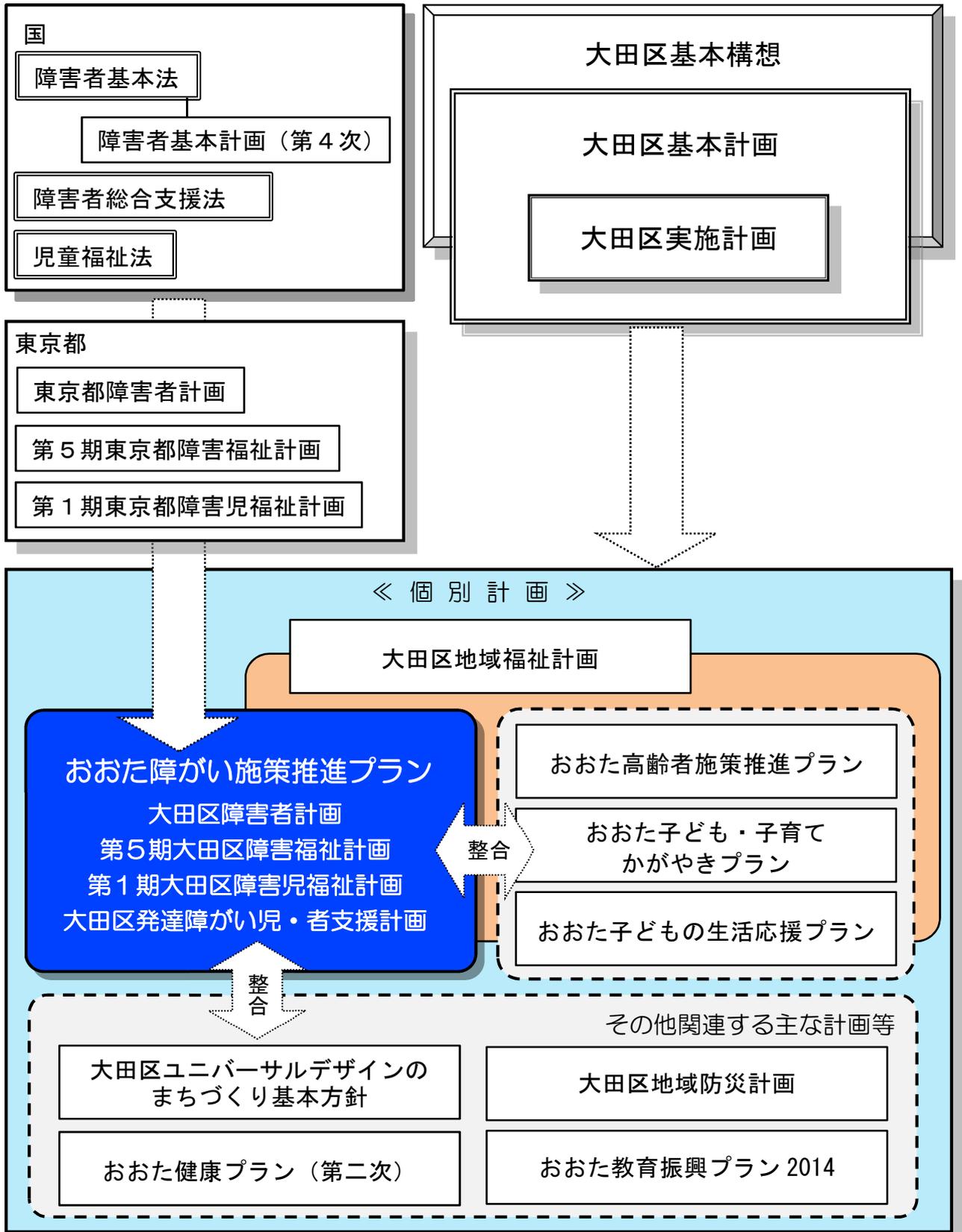
「大田区発達障がい児・者支援計画」は、大田区基本計画の発達支援に関する施策を推進するため、区独自で策定している計画です。

前期の計画では、「早期発見・早期支援の推進」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」、「地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進」、「施策を推進する基盤整備」の4つを目標に、保健、医療、福祉、教育、就労などの枠組みを超えた計画的な施策を展開してきました。

本計画においても前期の計画の理念や目標は踏襲したうえで、上記3つの法定計画と統合、一体的な策定を行い、障がい種別の枠組みを超えた施策の推進に取り組んでいきます。



◆他の計画等との関係



3 計画のめざす姿

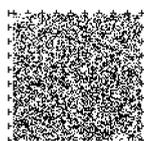
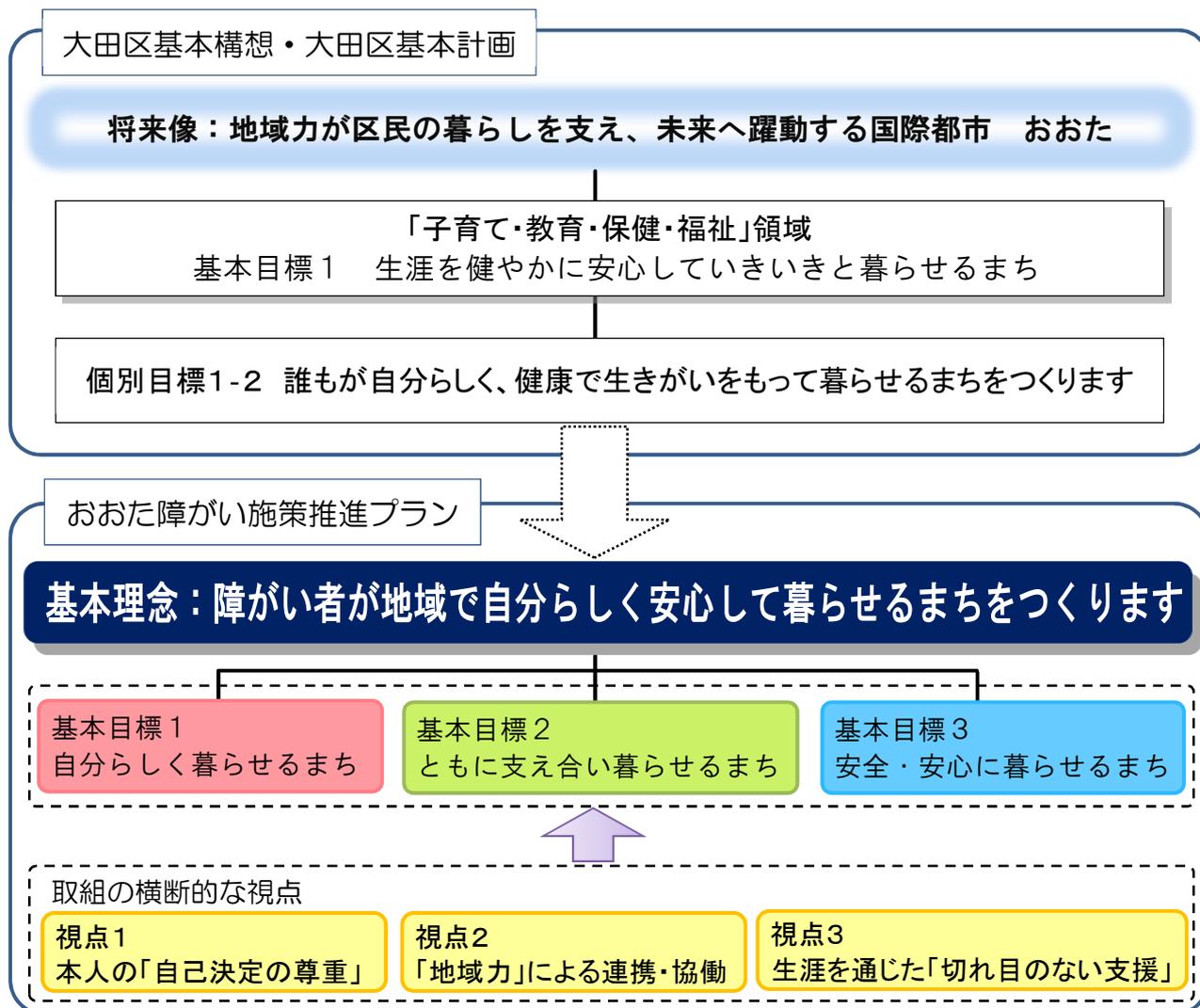
(1) 基本理念

大田区基本構想及び大田区基本計画では、将来像の実現に向けた「子育て・教育・保健・福祉」領域の基本目標として「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」、障がい分野に関する個別目標として「誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります」を掲げています。

本計画では、大田区基本構想及び大田区基本計画の考え方を踏まえ、「**障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります**」を基本理念とします。

障がい者が、住み慣れた地域で、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら、安心して暮らせる社会の実現をめざしていきます。

<大田区基本構想・大田区基本計画との関係>



(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に基づき施策を展開していきます。

基本目標1 自分らしく暮らせるまち

障がい者が、必要なサービスを利用しながら、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく暮らせることを目標とします。

多様なニーズに応じたサービスの質・量の確保に取り組むとともに、就労、保健・医療、教育、保育等の各分野における連携した支援など、自分らしい暮らしの実現に向けた取組を推進していきます。

基本目標2 とともに支え合い暮らせるまち

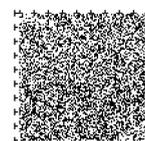
誰もが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、それぞれが役割をもち、支え合って暮らせることを目標とします。

日常生活における様々な悩みや不安を気軽に相談できる体制づくり、地域のネットワークによる連携した支援、障がいを理由とする差別の解消、地域との交流促進など、誰もが共生する社会の実現に向けた取組を推進していきます。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

障がい者が、災害等から自らを守ることができ、人としての尊厳や権利が守られる中で、安全・安心に暮らせることを目標とします。

災害時に備えた自助・共助・公助の取組に加え、障がい者虐待の防止、成年後見制度の利用支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、安全・安心で快適な暮らしの実現に向けた取組を推進していきます。



(3) 取組の横断的な視点

基本理念を実現するための計画の推進にあたっては、次の3つの視点に基づき取組を進めていきます。

視点1 本人の「自己決定の尊重」

障がい者を、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、自己決定を尊重した取組を進めていきます。

また、自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明できるよう、必要な支援を行っていきます。

視点2 「地域力」による連携・協働

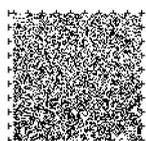
大田区基本構想では、「地域力」を「区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力」と定義しています。

「地域力」を、地域課題を解決し、障がい者が暮らし続けられる地域づくりに欠かせない力として積極的に活用し、様々な機関と連携・協働した取組を進めていきます。

視点3 生涯を通じた「切れ目のない支援」

生まれたときから、入学、就労、親なき後の生活まで、人生のそれぞれの節目における「時期の切れ目のない支援」に加え、障がい者と要介護の親の世帯などの複合的な課題に対する「分野の切れ目のない支援」を行っていきます。

また、二次的な障がいや虐待等の予防、早期発見・早期対応により、状況の複雑化・困難化を防止する取組を進めていきます。



◆めざす姿のイメージ

自分らしく安心した暮らしの実現

在宅生活（家族との同居、一人暮らし等）、サービスの利用（施設通所等）

通院・入院・訪問診療（病気の治療、予防等）

通園・通学（体験、学習、進路選択等）

就労（正社員、アルバイト等）

放課後・休日活動（遊び、習い事等）

社会参加（趣味等）



乳幼児期
(主に0～6歳頃)



学齢期
(主に7～15歳)



青年期・成人期
(主に16～64歳頃)



高齢期
(主に65歳以上)

早期発見・切れ目のない 一貫した支援

保健・医療

- ・病院
- ・診療所
- ・訪問看護ステーション
- ・薬局
- ・保健所 等



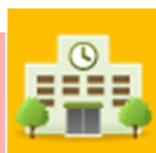
福祉

- ・障害福祉サービス事業者
- ・相談支援事業者
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・障がい者団体 等



教育・保育

- ・保育園
- ・幼稚園
- ・児童館
- ・小学校
- ・中学校
- ・高等学校
- ・特別支援学校 等

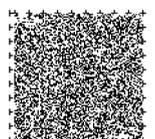


地域等

- ・民生委員児童委員
- ・自治会町会
- ・企業
- ・公共職業安定所
- ・後見人
- ・NPO
- ・ボランティア 等



大 田 区



4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
大田区 地域保健福祉計画 (大田区障害者計画を内包) ※平成21年度から		大田区 障害者 計画 (平成26年度)	おおた障がい施策 推進プラン (大田区障害者計画 第4期大田区障害福祉計画)			おおた障がい施策 推進プラン (大田区障害者計画 第5期大田区障害福祉計画 第1期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画)		
第3期大田区障害福祉計画		大田区発達障がい児・者支援計画						

5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」において検討を行いました。

区においては、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」を開催し、検討・調整を行いました。

また、区内の障がい者及び事業者に対し実態調査を行ったほか、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメントと区民説明会を実施しました。

